

2006年5月25日

各 位

東京都新宿区西新宿 1-6-1 新宿エルタワー25F
株 式 会 社 ニ ッ シ ン
代表取締役社長兼執行役員 寄岡邦彦
(東京証券取引所第一部:8571)
問い合わせ責任者:専務取締役兼執行役員 檜垣均
T E L : 0 3 - 3 3 4 8 - 2 4 2 4 (代 表)

取締役に対する報酬等(株式報酬型ストックオプション)に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、平成18年6月24日開催予定の第47期定時株主総会に、下記のとおり「取締役に対するストックオプションのための報酬等の決定の件」について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 付議の理由

当社は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、当社の業績と株主価値の向上を図ることを目的として、当社の取締役にストックオプションを付与したいと存じます。

会社法(平成17年法律第86号)施行前におきましては、ストックオプションは、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するための議案として、株主総会の特別決議によるご承認をお願いしておりましたが、会社法施行後においては、当社の取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役の報酬等の一部であると位置付けられたことに伴い、本総会においては、取締役に対するストックオプションのための報酬等を決定する議案として、株主総会の普通決議によるご承認をお願いするものがあります。

II. 付議の内容

1. ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額

平成13年6月27日開催の第42期定時株主総会においてご承認いただいた取締役の報酬額「年額2億5,000万円以内」(第47期定時株主総会における第4号議案を承認可決いただいた場合は、取締役の報酬等の枠「年額5億円以内」とは別枠として、各事業年度において、当社取締役に対して、ストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権に係る報酬等の枠を、年額5億円を上限として設ける旨を提案するものです。

当該報酬等の枠につきましては、新株予約権1個あたりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数(年間300,000個を上限とする。)を乗じた額を勘案し定めたものであります。

また、現在の取締役は9名ですが、第3号議案(取締役11名選任の件)が原案どおり承認可決されますと、取締役は11名となります。

なお、この報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものといたします。

2. ストックオプションとして発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とし、1 年間の上限を当社普通株式 30,000,000 株とする。

なお、当社が普通株式の株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合、その他株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(2) 新株予約権の総数

合計 300,000 個を 1 年間の上限とする。

なお、本件新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は、当社普通株式 100 株とする。

ただし、(1) に定める「当社が必要と認める処理」を行った場合は、各新株予約権の目的となる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

(3) 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次により決定される 1 株あたりの行使価額に、(2) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

1 株あたりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近日の終値）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に 1.1~2.0 の間で新株予約権の募集事項を決定する取締役会が決定する数値を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が普通株式の株式の分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式の併合を行う場合、その他 1 株当たりの行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

(4) 新株予約権の行使期間

本件新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌月 1 日から当該決議の日後 5 年間を経過する日までの範囲で、当該取締役会の定めるところによる。

(5) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、本件新株予約権の行使時において、原則として、当社の取締役であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、及び当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合は、この限りではない。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(7) 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会の決議によるものとする。

以 上

本プレスリリースに関するお問い合わせは下記までお願い致します。

(広報室) 03-3348-2417

(IR部) 03-3348-2423